

令和 6 年 度

富士見市健全化判断比率及  
び資金不足比率審査意見書

富士見市監査委員



富 監 査 第 6 4 号  
令和 7 年 8 月 7 日

富士見市長 星 野 光 弘 様

富士見市監査委員 鈴 木 弘 基 印

富士見市監査委員 篠 田 剛 印

令和 6 年度富士見市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 6 年度富士見市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査をしたので、次のとおり意見を提出します。

## 令和6年度富士見市健全化判断比率審査意見

本健全化判断比率審査（以下「審査」という。）は、富士見市監査委員監査基準（令和2年監査告示第3号）に準拠している。

### 第1 審査の対象

令和6年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の着眼点及び主な実施内容

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか検証するため、決算諸表と照合等を実施したほか、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、必要と認める審査手続を実施した。

### 第3 審査の実施場所及び日程

市役所第4会議室（監査委員事務局内）

令和7年8月7日

### 第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の方法により審査した限り、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつその計数は正確であると認められた。

### 記

（単位：％）

| 健全化判断比率    | 令和6年度 | 令和5年度 | 早期健全化基準 |
|------------|-------|-------|---------|
| ① 実質赤字比率   | —     | —     | 12.22   |
| ② 連結実質赤字比率 | —     | —     | 17.22   |
| ③ 実質公債費比率  | 3.3   | 3.0   | 25.00   |
| ④ 将来負担比率   | —     | —     | 350.00  |

（注）・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため、「—」と表示した。

・将来負担率については、将来負担額が生じていないため、「—」と表示した。

・健全化判断比率の4指標のうち、一つでも基準以上になった場合には、「財政健全化計画」を定めなければならないこととなっている。

## 令和6年度富士見市資金不足比率審査意見

本資金不足比率審査（以下「審査」という。）は、富士見市監査委員監査基準（令和2年監査告示第3号）に準拠している。

### 第1 審査の対象

令和6年度富士見市水道事業会計及び下水道事業会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の着眼点及び主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか検証するため、決算諸表と照合等を実施したほか、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、必要と認める審査手続を実施した。

### 第3 審査の実施場所及び日程

市役所第4会議室（監査委員事務局内）

令和7年8月7日

### 第4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の方法により審査した限り、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつその計数は正確であると認められた。

#### 記

#### 水道事業会計

（単位：％）

| 区 分    | 令和6年度 | 令和5年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | —     | —     | 20.00   |

#### 下水道事業会計

（単位：％）

| 区 分    | 令和6年度 | 令和5年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | —     | —     | 20.00   |

（注）・資金不足比率については、資金不足が生じていないため、「—」と表示した。

・資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合には、「経営健全化計画」を定めなければならないこととなっている。